

2022年9月5日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信」

信託報酬率変更のお知らせ

当社は、下記の通り、対象 ETF の信託報酬率について変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信 (1321)

[変更の内容およびその理由]

1. 受益者の利便性向上を図るため、信託報酬率（税抜）の上限を、以下の通り引き下げる変更を行ないます。

	変更後	変更前
NEXT FUNDS 日経 225 連動型 上場投信	年 0.165%以内	年 0.22%以内

詳細は、次頁の「新旧対照表」をご参照ください。

2. ファンドの純資産総額の残高に応じた信託報酬率（税抜）およびその配分については、毎年1月および7月の最終営業日のファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとし、当社が定める期間中に適用することとします。
2022年7月の最終営業日の残高に応じた信託報酬率は年 0.12782%（税抜 0.1162%）で、2022年9月28日から2023年3月29日まで適用することとします。以降の信託報酬率および適用期間は半年ごとに見直しを行ない、目論見書等でお知らせいたします。

ファンドの純資産総額	合計	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分	年 0.165%	年 0.10%	年 0.065%
1兆円超 2兆円以下の部分	年 0.145%	年 0.095%	年 0.05%
2兆円超 4兆円以下の部分	年 0.135%	年 0.095%	年 0.04%
4兆円超 5兆円以下の部分	年 0.10%	年 0.085%	年 0.015%
5兆円超 8兆円以下の部分	年 0.08%	年 0.07%	年 0.01%
8兆円超の部分	年 0.04%	年 0.03%	年 0.01%

上図の新たな段階報酬テーブルの導入に伴い、毎年1月および7月の最終営業日の残高に応じて適用される信託報酬率（税抜）およびその配分の目安は下記のとおりです。

毎年1月および7月の最終営業日のファンドの残高	合計	委託会社	受託会社
1兆円	0.1650%	0.1000%	0.0650%
2兆円	0.1550%	0.0975%	0.0575%
3兆円	0.1482%	0.0966%	0.0516%
4兆円	0.1449%	0.0962%	0.0487%
5兆円	0.1360%	0.0940%	0.0420%
6兆円	0.1266%	0.0900%	0.0366%
7兆円	0.1199%	0.0871%	0.0328%
8兆円	0.1150%	0.0850%	0.0300%
9兆円	0.1065%	0.0788%	0.0277%
10兆円	0.1000%	0.0740%	0.0260%

[約款変更と異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、異議申立手続きは行ないません。

[変更の日程]

2022年9月27日 約款変更の届出日

2022年9月28日 約款変更の適用日

[当該約款変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第8条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、第8条に規定する各計算期間において、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>16.5</u>を乗じて得た額から前条第1項に規定する受益権の上場に係る費用および商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>16.5</u>以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. <略></p> <p>②～③ <略></p>	<p>(信託報酬等の総額)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第8条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、第8条に規定する各計算期間において、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>22</u>を乗じて得た額から前条第1項に規定する受益権の上場に係る費用および商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>22</u>以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. <同左></p> <p>②～③ <同左></p>

以上